

入校に際しての注意事項（通学）

★ 技能教習・学科教習

- ・ 教習は予約が必要です。教習可能な日程を随時提出して下さい。アドバイザーが予約を取ってご連絡しますので、Drivitの予約スケジュールでご確認下さい。予約の連絡は、主に054-369-1177からの電話となります。
- ・ 技能教習の当日キャンセルは、キャンセル料（一時限あたり税込1,100円）が発生します。
- ・ 教習時間の確保（50分1単位）のため、教習開始3分前までに技能教習はロビー、対面式学科教習は教室にて待機をしてください。遅刻・早退は有料キャンセル扱いとなり、再受講となります。
- ・ 教習中および本館2Fでの食事は厳禁です（熱中症対策等の飲み物は可）。
- ・ 教習中(オンデマンド学科教習を除く)の携帯電話・スマートフォンの使用は厳禁です。
- ・ かかとの高い靴、サンダルでは学科教習・テストも含めたすべての教習を受講できません(インヒールシューズやブーツ類も教習不可とみなします)。また、教習中は帽子をお取り下さい。
- ・ 学科第二段階応急救護は事前予約制の対面式学科となります。当日欠席しますとキャンセル料（税込6,600円）が発生します。

★ 効果測定方法及び注意事項

- ・ MUSASIの練習問題→テスト形式から、①～⑥の宿題を実施して下さい。①～⑥全て40点以上で宿題完了となります(第一段階の宿題は技能教習7時限目までに、第二段階の宿題は技能教習9時限目までに終えてください)。
- ・ 宿題が終わったら、教室で実力確認テストを受けて下さい。実力テストは96点以上で合格です。
- ・ テストに合格していない場合、技能検定が受けられません。早めに宿題、テストを実施して下さい。
- ・ テストは、私語・カンニング厳禁です。また、他の方に迷惑をかける方は退席していただきます。
- ・ 時間外でのテストは原則受け付けません（やむを得ない場合アドバイザーに相談して下さい）。
- ・ 以上の方法で実施しますが条件を満たしていない場合、また当校の指導に従わない場合、教習保証は保証対象外となります。

★ 校内でのマナー

- ・ 校内では必ずマスクを着用し、アルコール消毒等の感染予防にご協力ください。
- ・ COVID-19等への感染が発覚した場合、また感染が疑われる場合は必ず自動車学校へご連絡ください。
- ・ ロビー内で大きな声での会話、ゲーム、携帯電話の着信音は他の方の迷惑になりますのでご遠慮願います。
- ・ 喫煙は、指定された（喫煙コーナー）以外では、消防法令上『厳禁』となっています。
- ・ 食事は2号館カフェをご利用ください。軽食であれば本館1Fでも可能です。
- ・ タバコのポイ捨て、20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。学校の内外を問わず発覚した場合は退校処分となります。
- ・ 現金・貴重品等、所持品の保管は自己責任で確実にいき、盗難・紛失・事故のないように努め、荷物をロビー等に放置しないようにして下さい。万が一の事故の責任はスルガ自動車学校では負いかねます。
- ・ 教習原簿はスルガ自動車学校の敷地外に持ち出さないでください（外出の際は受付カウンターに教習原簿を預けてください）。誤って自宅等に持ち帰ってしまった場合は、速やかに連絡をし、当日中に教習原簿をスルガ自動車学校にご持参ください。

★ 退校処分

- ・ 教習意欲に欠ける問題が生じ、再三の注意にもかかわらずその行為を行なった場合、教習所の秩序を乱す行為、他人の教習の妨げとなるイジメ、暴力その他迷惑行為をした場合、退校処分となることがあります。

★ 不測の事由による教習・検定延期

- ・ 社会的動乱・事変、事故や故障による物理的障害・天災地変などによる教習・検定の延期については一切その責を自動車学校に問いません。台風などにより避難勧告等が発令され、安全に実施できないと判断される場合は、教習・検定を中止いたします。

★ 通学上の注意

- ・ 自転車又はバイクで通学される場合は指定された場所に駐車してください。特に自転車は強風により倒れる恐れがあるため必ずスタンドに前輪を入れてください。また、自転車のスタンドもかけ、必ず施錠して下さい。
- ・ 駐車場内の事故や盗難の責任はスルガ自動車学校では負いかねます。充分にご注意ください。
- ・ 個別送迎を利用される場合、必ず前日の午前 9 時までに Drivit 等で予約を取って下さい。
- ・ チャリキャリアをご利用の方は、お電話または受付に直接お申込み下さい。

—自動車学校を卒業しても免許を取得できない場合があります—

◇ 免許の欠格事由が見直されました

道路交通法によりこれまで、精神病、てんかん等にかかっている方に対して 免許が取得できない(受験資格もない)としていた欠格事由が廃止され、免許を受けようとする方が自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断することとなりました。具体的には、試験に合格しても、一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある方の場合には、道路交通法の安全の確保の観点から、免許が取得できない場合もあります。

◇ 症状等をお伺いします

免許申請や更新申請時に、以下のような申請書の項目について記載をお願いすることとなります。この項目に該当する方、あるいは、自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しては、職員が症状等について具体的にお話を伺うこととなります。

- ・ 病気を原因として又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方
- ・ 病気を原因として発作的に身体の一部又は全部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- ・ 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- ・ 病気を理由として、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方

◇ 運転適性相談窓口にご相談ください 中部運転免許センター 054-272-2221

【教習の進め方】

